

の時期に、実質的な影響を及ぼすからである。にもかかわらず、再度、口の支給開始年齢の引き上げが改革案に盛り込まれたのは、年金財政を改善するその効果からであろうか。平均寿命の伸びとともに、健康で就労可能な年齢も上昇していることに鑑みると、支給開始年齢を寿命にスライドさせて修正するという提案も興味深い。

PRAやPSAなど、名称や仕組みが若干異なる個人勘定が、いくつか提案されてきた。財源の出所や個人勘定の規模、加入者自身が運用先を選べるかなどで提案内容が分かれている。PRAは、ブッシュ大統領の提案の中心に据えられ、注目を浴びたものである。いずれの提案も、各勘定を現行制度への追加給付、または部分的な代替策としており、確定給付型の現行年金制度に置き換えるものとは捉えていない。こうした確定拠出型の制度案に対しては、報酬比例ではなく従来の生活水準と適合していないことや、同一賃金の者が異なる年金額を受給することの是非、または低所得者には資さないのではないか、公的年金の基本である死亡までの給付を確保しうるかといった、公的年金制度を設計する際に問われる原理的な疑問が提起されている。

積立金などの株式市場への投資には、ブッシュ大統領も否定的であり、この案は昨今では議論されていない。

二〇〇一年諮問委員会案では、平均賃金に代えて、より緩やかに上昇する消費者物価の上昇率にあわせて、給付を調整している。これは中高所得者への給付抑制により給付額を抑える改訂であり、低所得者の保護に力点がおかれている。従来年金制度は、現役時代の所得水準と連動しており、高齢者一般の所得保障制度として位置づけられてきた。そこで、低所得者の保護を重視する制度への転換については、所得の再分配機能が評価されつつも、根元的な疑問も提起されている。

一般的に共和党は拠出の引き上げ抑制を重視するのに対して、民主党は給付水準の維持を主張し、年金改革をめぐる議論は収拾していない。しかし改革の方向性を定め、将来に向けて必要な改革を段階的に行うべきことは、共和党も民主党も合意している。そして、公的な保障を限定する傾向が強いアメリカにおいても、高齢者の所得保障として公的年金制度を尊重する傾向に、民意はあるようだ。

第5章 ドイツの自営業者年金制度

渡邊絹子

1. はじめに

ドイツの公的年金制度の歴史は長く、ビスマルクによってなされた一連の社会保険政策^{*1}の最後に位置する1889年制定の「廃疾および老齢の保障に関する法律 (Gesetz betreffend die Invaliditäts- und Altersversicherung vom 22.6.1889)」に基づき、1891年から実施されたものがその最初とされている。ドイツの公的年金制度は、そもそも被用者を対象とした被用者年金として構想され、職域別に独立した制度として組織・運営されたため、並列的に複数の制度が存在する形で発展してきた歴史的経緯がある。これは、全国民に適用される基礎年金制度が誕生する以前の日本の状況と類似している。

従来、ドイツの公的年金制度は、いわゆるブルーカラーに相当する(現業)労働者 (Arbeiter) を対象とする「労働者年金保険 (Arbeiterrentenversicherung)」、ホワイトカラーに該当する職員 (Angestellte) を対象とする「職員保険 (Angestelltenversicherung)」、鉱山従事者のみ(現業労働者、職員ともに)を対象とする「鉱山従事者年金保険 (knappschaftliche Rentenversicherung)」の3制度から成っていた。しかし現在では、労働者年金保険と職員保険が統合され、「一般年金保険 (allgemeine Rentenversicherung)」となったため、この一般年金保険

*1 ビスマルクは、いわゆる「飴と鞭 (Zuckerbrot und Peitsche)」と称せられる政策を行ったことで有名であるが、その「鞭」にあたるものが1878年に制定された「社会民主党の破壊的行動防止のための法律 (Gesetz zur Bekämpfung der gemeingefährlichen Bestrebungen der Sozialdemokratie)」、すなわち「社会主義者鎮圧法 (Sozialistengesetz)」であった。それに対し、「飴」に該当する政策が、1883年に制定された「医療保険法 (Krankenversicherungsgesetz)」、1884年の「災害保険法 (Unfallversicherungsgesetz)」、そして本稿で問題としている1889年の廃疾保険法という巨大な三部作 (Kolossale Trilogie) と称されるものである。

と鉱山従事者年金保険の2制度が社会法典第6編 (Sozialgesetzbuch VI : SGB VI) に規定される公的年金制度ということになる^{*2}。

公的年金制度は、基本的に強制保険として制度設計されているが、その適用対象者は「労働報酬を得て働いている者」であることが原則となっている。したがって、専業主婦など社会で就労していない者には制度への加入義務は存在しない。また、自営業者に関しても、特定のグループに属する一部の自営業者を除き、加入義務はない。しかし、このような公的年金制度への加入義務のない者に対して、任意加入という形で広く門戸を開いている点にドイツの特徴がある。

一方、原則的には強制被保険者の範囲内とされる就業者であっても、後述するように、法律によって加入免除となっている者や、法の要件を満たすことによって加入義務が免除される場合もある。

本稿では、ドイツにおける自営業者年金制度の法と政策の在り方について検討する前提として、ドイツの公的年金制度の全体像およびその特徴の把握に努めることとする。

以下、現行制度を概観する^{*3}。

2. 保険者

「公的年金保険の組織改革に関する法律 (Gesetz zur Organisationsreform der gesetzlichen Rentenversicherung) ^{*4}」に基づいて、2005年10月1日から保険者組織が変更されている。

*2 以下、本稿では一般年金保険を取り扱い、基本的に鉱山従事者年金保険については割愛する。

*3 主に、ドイツ連邦労働社会省 (BMAS) のホームページ : <http://www.bmas.bund.de> (以下、「BMAS,HP」という) および BMAS,Rentenversicherungsbericht 2005 (以下、「2005年度版年金保険報告書」という)、Raimund Waltermann,Sozialrecht 5.Aufl.,2005 (以下、「Raimund」という) ,S.158fを参照。

*4 BGBl. I 2004,S.3242

これまで、労働者年金保険の保険者は、①州保険庁 (Landesversicherungsanstalt)、②鉄道保険庁 (Bahnversicherungsanstalt)、③海員金庫 (Seekasse) であり、職員保険については連邦職員保険庁 (Bundesversicherungsanstalt fuer Angestellte) が、鉱山従事者年金については連邦鉱山従事者組合 (Bundeskknappschaft) がそれぞれ保険者となっていた。そして、これらの保険者によってドイツ年金保険保険者連合会 (Verband Deutscher Rentenversicherungstraeger : VDR) が組織されていた。

しかし、前述したように 2005 年 10 月 1 日以降、公的年金保険の保険者は次のように組織変更されている。まず第 1 に、連邦レベルにおいて、連邦職員保険庁とドイツ年金保険保険者連合会が 1 つの組織体として統合され、ドイツ年金保険連盟 (Deutschen Rentenversicherung Bund : DRV Bund) となった。第 2 に、連邦鉱山従事者組合と鉄道保険庁、そして海員金庫の 3 保険者が 1 つになって、ドイツ鉱山・鉄道・海員年金保険組合 (Deutsche Rentenversicherung Knappschaft-Bahn-See : DRV Knappschaft-Bahn-See) が設立された。第 3 に、従来存在していた 22 の州保険庁は、名称変更がされたものの、地方保険者 (Regionaltraeger) として存続することとなった。

3. 被保険者 (Versicherte) ^{*5}

(1) 強制被保険者

まず、公的年金保険への加入義務があるのは「就業者 (Beschaeftigte)」である (社会法典第 6 編 1 条)。一般被用者、職業訓練生、障害者作業所で働く障害者などがここに含まれる。

ただし、後述するように、このような就業者であっても「僅少労働者 (geringfuegige Beschaeftigte)」については、保険加入が免除されている。

次に、自営業者も強制被保険者となる場合がある (社会法典第 6 編 2 条)。た

*5 2003 年の公的年金保険被保険者総数は 51,422,085 人 (男性 : 26,772,481、女性 : 24,649,604) となっている (「2005 年度版年金保険報告書」16 頁参照)。

例えば、教師、助産婦、芸術家やジャーナリスト^{*6}、手工業者といった特定のグループに属する自営業者は、公的年金保険への加入義務がある。また、保険加入義務のある被用者を雇用せず、かつ、本質的に継続して1人の依頼主のためだけに活動する自営業者^{*7}も強制被保険者となる。

さらに、兵役または兵役代替業務に従事している者、疾病給付や傷病手当、失業給付などの賃金代替給付を受給している者、在宅の要介護者のために介護を週14時間以上している者、児童養育期間中の者なども強制被保険者となる。

以上は、法律によって強制被保険者とされている者であるが、この他に申請によって強制被保険者となる者がいる（社会法典第6編4条）。

法律上強制被保険者となっていないすべての自営業者は、申請によって強制被保険者となることができる。この申請は、当該自営活動を始めてから5年以内、またはこの活動に基づいて保険加入義務が終了するまでにしなければならない。

この他に、発展途上国援助奉仕員（Entwicklungshelfer）や海外勤務者などが申請によって強制被保険者となることができる。

(2) 加入免除（Versicherungsfreiheit）

まず、官吏（Beamte）や裁判官（Richter）、職業軍人など、公的年金保険とは別の制度によって老齢時の所得が保障されている者^{*8}については、公的年金保険への加入が免除されている（社会法典第6編5条1項）。

次に、僅少労働者も保険加入が免除されている（社会法典第6編5条2項）。この場合の僅少労働（geringfügige Beschaeftigung）には、短期間労働と低賃金

*6 これらの者については、「芸術家社会保険法（Kuenstlersozialversicherungsgesetz）」が特に規制している。

*7 「被用者類似の自営業者」（arbeitnehmeraehnliche Selbststaendige）といわれる。

*8 官吏などに関しては、「官吏恩給法（Beamtenversorgungsgesetz）」が制定されており、また、農業従事者に関しては、「農業従事者の老齢保障に関する法律（Gesetz ueber die Alterssicherung der Landwirte）」が整備されている。

労働の2つの意味がある。短期間労働としての僅少労働とは、1年間で2ヶ月以内あるいは仕事の性質上または契約上、労働日数が合計して50日を超えない場合の活動のことで、臨時的な就労といえる。一方、低賃金労働としての僅少労働とは、月額400ユーロ以内の報酬で働くことをいう⁹。

この他、65歳以上の老齢年金受給者は、就労していたとしても保険加入が免除される。

(3) 加入義務の免除 (Befreiung von der Versicherungspflicht)

医者や弁護士などのように職能別の老齢保障制度がある職業に就いている保険加入義務のある労働者及び自営業者は、申請することで公的年金保険の加入義務が免除される。また、手工業者も最低18年間の義務保険料を納入した場合に、申請によって加入義務が免除されうる(社会法典第6編6条)。

(4) 任意被保険者

満16歳以上のすべてのドイツ人およびドイツ国内に居住する外国人は、公的年金保険へ任意加入することができる(社会法典第6編7条)¹⁰。

4. 給付の種類

公的年金保険による給付は、給付理由によって3つに分けられる。①老齢を理由とする年金 (Rente wegen Alters)、②稼得能力の減少を理由とする年金 (Rente wegen verminderter Erwerbsfaehigkeit)、③死亡を理由とする年金 (Rente wegen

*9 労働報酬が月額400ユーロを超えない僅少労働者については、加入免除となることを放棄し、強制被保険者となることもできる(社会法典第6編5条2項)。

*10 この任意加入制度は、1972年年金改革法に基づき導入された。これにより、公的年金保険は全国民をカバーする国民保険になったと解されている(vgl., Raimund, S.174)。

Todes) である^{*11}。

(1) 老齢を理由とする年金

①通常のお齡年金 (Regelaltersrente)

通常のお齡年金は、満 65 歳以上で、且つ、5 年間の一般的な待機期間 (allgemeine Wartezeit) を満たしている場合に支給される。

②長期被保険者に対するお齡年金 (Altersrente fuer langjaehrig Versicherte)

35 年の待機期間を満たしている被保険者が満 62 歳に達した場合に受給することができる。

③重度障害者に対するお齡年金 (Altersrente fuer schwerbehinderte Menschen)

35 年の待機期間を満たしていて、満 63 歳に達し、年金支給開始の際に重度障害者であると認定された場合に支給される。

この年金は、満 60 歳から受給することも可能であるが、その場合減額される。

④長期間坑内で就業した鉱山従事者に対するお齡年金 (Altersrente fuer langjaerig unter Tage beschaefigte Bergleute)

恒常的に坑内で就業する鉱山従事者が、その活動に基づいて 25 年の待機期間を満たし、且つ、満 60 歳に達した場合に支給される。

なお、緩やかな引退を可能とする措置として、お齡年金の受給要件を満たす被保険者は、満額年金 (Vollrente) の 3 分の 1、2 分の 1、3 分の 2 に相当する部分年金 (Teilrente) を受給することが認められている (社会法典第 6 編 42 条)。

(2) 稼得能力の減少を理由とする年金

満 65 歳未満の被保険者の稼得能力が減少または喪失した場合に支給される。

*11 法改正による移行措置などの特別規定については、本稿では取り扱わない。

この年金を受給するには、稼得の減少前の直近5年間に最低でも3年の義務保険料納付期間を有し、且つ、一般的な待機期間を満たしていなければならない。

稼得能力の減少の程度に応じて (a) 「部分的な稼得減少を理由とする年金 (Rente wegen teilweiser Erwerbsminderung)」と (b) 「全面的な稼得減少を理由とする年金 (Rente wegen voller Erwerbsminderung)」に段階が設けられている。一般的な労働市場における通常の労働条件で1日3時間以上6時間未満しか就労できない場合には (a) の年金が、同様に1日3時間未満しか就労できない場合には (b) の年金が支給される (社会法典第6編43条)。

(3) 死亡を理由とする年金

公的年金保険では、被保険者が死亡した場合にその家族の生活を保障するための年金として遺族年金 (Hinterbliebenenrente) が設けられている。

① 寡婦・寡夫年金 (Witwen-und Witwerrente)

寡婦・寡夫年金には (a) 小寡夫・寡婦年金と (b) 大寡婦・寡夫年金の2種類がある。

(a) は、死亡した被保険者が一般的な待機期間を満たしており、且つ、残された配偶者が再婚していない場合に、死亡した被保険者の年金の25%相当額が支給される。支給期間は2年間となっている。

(b) は、(a) の受給要件を満たし、且つ、残された配偶者が満45歳以上であるか、18歳未満の子を養育しているか、または稼得能力が減少している場合に、死亡した被保険者の年金の55%相当額が支給される。

② 遺児年金 (Waisenrente)

死亡した被保険者が一般的な待機期間を満たしていた場合に、残された子は遺児年金を受給することができる。扶養義務のある親が1人いる場合には半遺児年金 (Halbwaisenrente) となり、両親ともにいない場合には全遺児年金 (Vollwaisenrente) となる。遺児年金は、満18歳になるまで支給されるが、学校教育又は職業訓練を受けている場合や障害のために自活できない場合には、最長で27歳まで支給される。

③養育年金 (Erziehungsrente)

養育年金は、他の遺族年金とは異なり、死亡した被保険者の保険関係から生じる年金ではなく、養育年金を受け取る被保険者自身の保険関係に基づき発生する年金である。

一般的な待機期間を満たす被保険者は、離婚した配偶者が死亡した場合で、再婚せずに自分の子または死亡した配偶者の子を養育するときに、配偶者の死亡により行われなくなった扶養を代替して行う者として養育年金を受給することができる。

5. 財政

ドイツの公的年金保険は、賦課方式によって運営されており、その財源は、保険料収入および連邦補助金^{*12} から成っている。

保険料は、保険料算定基礎 (Beitragsbemessungsgrundlage) に保険料率を乗じて算出される。この保険料算定基礎額は、通常、労働報酬額である。そして算出された保険料は、原則として労使折半で負担する^{*13}。また、保険料に関しては、保険料算定限度額 (Beitragsbemessungsgrenze)^{*14} が設定されており、2006 年は月額 5,250 ユーロ (西)、4,400 ユーロ (東) となっている。

*12 2005 年では約 780 億ユーロに達している (vgl., BMAS, HP)。

*13 労働報酬が月額 400 ユーロを超えない僅少労働者については、原則的に保険加入が免除されているため保険料の負担義務は生じない。しかし、この場合でも使用者には労働報酬の 12 % に相当する保険料を負担する義務がある。また、僅少労働者が加入免除を放棄し、強制被保険者となった場合には、労働報酬の 7.5 % に相当する保険料を負担することになる。なお、短期間僅少労働者に関しては、労使ともに保険料負担義務は生じない。

*14 この保険料算定限度額を超える報酬については保険料は課されず、年金給付請求権も生じない。

保険料率は近年上昇傾向にあり、1997年・1998年には20.3%にまでなったが、現在は19.5%で落ち着いている^{*15}。

2003年4月1日以降、月収400.01ユーロ以上800ユーロ以下の労働者は、いわゆる「柔軟領域 (Gleitzone)」とされている。この範囲内の人は、実際の報酬額よりも低い保険料算定労働報酬額に基づいて保険料が算出される^{*16}。つまり、労働者が実際に負担する保険料は減少し、それに応じて手取り賃金が増えるという措置が採られる。ただし、受給する年金額もこの低い労働報酬額に基づいて算定されることになる。そのため、実際の労働報酬額に基づく年金受給権を獲得したいと思う労働者の存在を考慮し、この保険料負担軽減措置を放棄し、実際の労働報酬額に基づく保険料を支払うこともできるようになっている。

自営業者の被保険者に関しては、自己の収入金額によらずに、平均報酬額から算出される標準保険料 (Regelbeitrag) ^{*17} を支払うことができる。自営活動を始めた年およびそれ以後3年間は、実際の収入金額に関わらず、標準保険料の半額^{*18}を支払わなければならない。しかし、より高額を受給権を得たいと思っている者は、申請により自営活動の開始年から(満額の)標準保険料を支払うことを選択することもできる。また、自営業者は、実際の課税収入額から算出された年金保険料を申請することも可能である。ただし、この場合最低でも月額400ユーロを超える収入でなければならない^{*19}。自営業者は、原則として保険料の全額を自己負担で支払うこととなっている。

*15 鉱山従事者年金保険では25.9%となっている。

*16 算定式は、変数 $F \times 400 + (2 - F) \times (\text{労働報酬} - 400)$ である。2005年における変数 F は0.5952となっている (vgl., Raimund, S.73)

*17 2006年では、月額477.75ユーロ(西)、402.68ユーロ(東)となっている (vgl., BMAS, HP)。

*18 2006年では、月額238.88ユーロ(西)、201.34ユーロ(東)となっている (vgl., BMAS, HP)。

*19 実際の収入金額に課される保険料率は現在19.5%となっているため、最低保険料は月額78ユーロとなる。

任意被保険者の場合、保険料は全額自己負担であるが、保険料算定基礎額は、最低保険料算定基礎額から保険料算定基礎限度額までの間で自由に決定することができる^{*20}。

6. 年金額の算定

ドイツの公的年金は報酬（保険料）比例が原則である。したがって、基本的には、年金額は被保険者期間および当該期間に支払った保険料に応じて決定されることになる。しかし、実際の年金額を算定するにあたっては、公的年金保険を長期的に安定して運営するために必要となる調整的な要素が組み入れられている。

具体的な年金算定方式は次のように示される。

$$\text{年金月額} = \text{個人報酬点数 (PEP)} \times \text{年金種別係数 (RAF)} \times \text{年金現在価値 (AR)}$$

(1) 個人報酬点数 (persoenliche Entgeltpunkte : PEP)

個人年金の算定にあたっては、就業活動の中で獲得した報酬点数が基礎となる。報酬点数は、各暦年に被保険者が得た労働報酬額を当該期間の全被保険者の平均報酬額で除することで算出される。全被保険者期間における報酬点数を合計し、それに支給開始要素 (Zugangsfaktor)^{*21} を乗じて得た値が、最終的な個人報酬点数となる。

(2) 年金種別係数 (Rentenartfaktor : RAF)

年金種別係数とは、年金の保障目的に応じて、年金種類別に定められた係数のことである。たとえば、老齢年金、全面的な稼得減少を理由とする年金、養育年

*20 2002年の任意被保険者は約64万人であったが、その大部分は最低保険料を支払うだけであった (vgl., Raimund, S.174)。

*21 支給開始要素とは、繰り上げ支給及び繰り下げ支給を考慮するためのものである。通常の支給開始年齢で受給を開始する場合、この数値は1.0とされる。

金は、最も高い係数の 1.0 となっている。

(3) 年金現在価値 (aktueller Rentenwert : AR)

年金現在価値の数値は、平均報酬額に基づいて 1 暦年の保険料を納付した場合に受給できる通常の老齢年金月額に相当する^{*22}。

*22 現在の年金現在価値は 26.13 ユーロ (西)、22.97 ユーロ (東) となっている (vgl., BMAS, HP)。

第6章 スウェーデンの老齢年金保険における自営業者の取り扱い

中野妙子 (名古屋大学助教授)

1 スウェーデンにおける自営業者の状況

人口 (約 900 万人) の 47% が、被用者または自営業者として就労
事業者数についてみると、2003 年には約 857,000 の事業
そのうち 3/4 は、被用者を雇っていない個人事業
事業の形態も、私人による個人経営 (enskild firma) が最も一般的
法人による事業としては、株式会社 (aktiefbolag) や合資会社 (handelsbolag)
個人経営の事業主は約 57 万人、合資会社の出資者が 11 万人
うち、45 万人が積極的事業活動、23 万人が消極的事業活動
業種としては、農林水産業、他の企業にサービスを提供する事業、小売業が
多い

2 スウェーデンの老齢年金制度の概要

(1) 1998 年の抜本的改革

改革の基本的な方向性

- ① 年金制度の社会経済および人口上の変化に対する柔軟性を強めること
 - ② 個人にとって年金保険料と給付の関係が強化されたものにする
こと
- 所得比例老齢年金に関する法律 (Lag om inkomstgrundad ålderspension, LIP と略称)
最低保障年金に関する法律 (Lag(1998:702) om garantipension, GarpL と略称)

(2) 所得比例老齢年金

① 概要

二つの部分から構成

- 所得比例年金 (inkomstpension) 賦課方式
- プレミア年金 (premiépension) 積み立て方式

被保険者資格

- スウェーデン国内で有償労働をする者 (社会保険法 3 章 5 条)
→ 被用者か自営業者かを問わない

確定拠出方式

- 被保険者が一年間に得た所得を年金算定基礎額 (pensionsunderlag) とし
て認定
ただし、所得基礎額 (inkomstbasbelopp)¹ の 7.5 倍² を上限
年金算定基礎額を構成する所得は二種類

¹ 所得基礎額は、毎年一人当たりの名目所得の上昇率に応じて改定される。2005 年の所得基礎額は 43,300kr である。

² 2005 年は 324,750kr (約 454 万 6500 円) となる。

年金基礎所得 (pensionsgrundande inkomst、PGI と略称) = 実際の所得

年金基礎価格 (pensionsgrundande belopp) = 架空の所得³

年金算定基礎額の 18.5% を年金権 (pensionsrätt) として換算

うち 16.0% が所得比例年金の年金権、2.5% がプレミア年金の年金権
財源は保険料

保険料率は固定.....保険料基礎所得 (avgiftsunderlag) の 18.5%

所得基礎額の 8.07 倍が、保険料基礎所得の上限⁴

使用者および自営業者...10.21%の老齢年金保険料 (ålderspensionsavgift) を負担

被保険者本人...7.0%の国民年金保険料 (allmän pensionsavgift) を負担

→自営業者は、老齢年金保険料と国民年金保険料の双方を自分で負担

年間所得が所得基礎額の 42.3% を下回る場合

年金受給権も発生せず、年金保険料も課されない

租税法上の自己申告義務が発生する所得に相当

②所得比例年金

保険料のうち 16%分を投入、賦課方式により運営

「概念上の拠出立て」(Notional Defined Contribution system, NDC)

被保険者が獲得した毎年の年金権を、概念上の個人別年金口座に「積み立て」

積み上げた年金権 + 「みなし運用利回り」 = 「年金権総額」
(pensionsbehållning)

年金受給開始時の年金額 = 年金権総額 ÷ 「除数」(delningstal⁵)

受給は 61 歳から可能 (上限なし)

③プレミア年金

保険料のうち 2.5%分を投入、積み立て方式により運営

被保険者個人が資産運営機関を選択、プレミア年金の年金権に相当する資産を運営

→運用の結果により年金の額が決まる

配偶者への年金受給権の譲渡が認められている

³ 年金基礎価格は、被保険者が疾病保険による障害保障給付を受ける場合、被保険者が兵役または育児に従事する場合などに認められる。これらの期間は、一定の所得があると仮定して年金受給権を保護し、架空の所得にかかる保険料は国庫が負担する。

⁴ 所得基礎額の 8.07 倍の所得から、本人負担の国民年金保険料を控除すると、所得基礎額の 7.5 倍に相当する。そのため、年金基礎所得の上限と保険料基礎所得の上限は一致する。

⁵ 「除数」は、年率 1.6%の仮定の実質所得上昇率、および年金受給開始時における当該年金受給者層の平均余命に基づき、決定される。

(3) 最低保障年金

被保険者...スウェーデン国内に居住する者（社会保険法3章2条）

受給権の取得には、3年間以上の被保険者期間（=居住）が必要

満額の最低保障年金の受給には、40年間以上の被保険者期間が必要

65歳から受給可能

満額の最低保障年金（基礎水準、basnivån）

単身者.....物価基礎額⁶の2.13倍（2005年は年83,922kr、月額6,994kr）

既婚者.....物価基礎額の1.90倍（年74,860kr、月額6,238kr）

所得比例年金の支給額、被保険者期間の長さに応じて支給額を減額

財源.....全額国庫負担

この他に、ミーンズテスト付きの高齢者生計扶助（aldreförsörjningsstöd）も存在

3 年金基礎所得の認定方法

(1) 概要

①年金基礎所得の認定

租税庁（Skatteverket）が年金基礎所得（PGI）を認定（LIP2章2条）⁷

実際には、その年の11月1日の時点で被保険者が住民登録をしている地域の税務署（skattekontor）が年金基礎所得（PGI）を決定する

その年の所得税に関する被保険者の課税情報が認定の基礎
物価基礎額の42.3%以上、所得基礎額の7.5倍までの所得
年金基礎所得（PGI）の認定には年齢制限なし（2004年以降）

②年金基礎所得の類型

所得比例老齢年金法（LIP）の主原則.....年金受給権は有償労働に基づく

→有償労働によらない所得は年金算定基礎とならない

ex. 資本所得、民間年金保険による年金給付

年金基礎所得は二種類に分けられる（LIP2章1条）

- ・ 雇用による所得（inkomst av anställning）
- ・ その他の有償労働による所得（inkomst av annat förvärvsarbete）

一部の社会保険給付（傷病手当など）も、有償労働に基づく所得として年金基礎に

(2) 雇用による所得

①原則

雇用による所得.....被保険者が公的セクターまたは民間セクターにおいて被用者として受け取る、現金払いの賃金、現金払いのその他の給付、または、その他の課税対象となる給付（自動車や住居など）

⁶ 物価基礎額は、毎年消費者物価上昇率に応じて改定される。2005年は39,400krである。

⁷ これに対し、年金基礎価格については社会保険事務所が認定する。

被用者については、使用者が租税庁に給与情報 (kontrolluppgift)⁸を提出

- ②「使用者概念の拡大」(LIP2 章3条2段) ……請負による報酬について
遂行された労務に対する、現金払いの給付またはその他の課税対象となる給付は、受領者が支払者の下で雇用されていない場合でも、雇用による所得として年金基礎となる

この場合、受領者を被用者と同視し、支払者を使用者と同視

(3) その他の有償労働による所得

LIP2 章6条1段が、「その他の有償労働による所得」の類型を列举

1. 所得税法 (Inkomstskattelagen, IL) により「積極的な事業活動」とされる事業活動による収入
2. 独立して遂行される活動による一時的な収入 (ex. 趣味による収入)
3. 他者のために行った労働による、現金による給付またはその他の課税対象となる給付 (ex. 請負による収入)
4. 1ないし3に挙げた収入に代わって支払われる傷病手当などの社会保険給付

これらの規定は、当該所得が雇用による所得とみなされない場合にのみ適用 (同条2段)

→3号による収入は、給付の受領者がF課税票を所持する場合にのみ、

その他の有償労働による所得となる (LIP2 章7条1段)

=多くの場合は雇用による所得となる (→LIP2 章3条2段)

一般的な自営業者の所得に関しては、事業活動による収入 (1号) の問題となる

社会保険料は税金と合わせて租税庁が徴収、租税実務上は税金と区別されていない

年金基礎所得の認定も課税情報に基づき、税務署が行う

→以下では、租税上の自営業者の取り扱いについて検討

4 事業活動による収入

(1) A課税とF課税

A課税 (A-skatt) ……被用者・年金受給者が対象

A課税の対象となる所得については、使用者が税金を賃金から控除し、使用者保険料 (arbetsgivcaravgifter) を負担

F課税 (F-skatt) ……事業主が対象

事業主自身が税金および個人保険料 (egenavgifter) を支払う

法人は原則としてF課税の対象、自営業者は申請に基づく

⁸ kontrolluppgift とは、使用者が租税庁に提出する、当該被用者がその年に得た所得および支払った税金等に関する情報である。ここでは仮に「給与情報」と訳した。

F 課税票 (F-skattsedel) の所持.....請負契約の締結時に重要

労働に対する給付について、税金控除や社会保険料の負担を行う者を決定
雇用関係の有無ではなく、受領者が F 課税票を有していないことが、
使用者保険料の支払義務の要件
年金基礎所得 (PGI) の認定に際しても、労働に対する給付が雇用による
所得とその他の有償労働による所得への分類を決定

(2) 事業活動の定義

事業を経営する者、あるいは事業を経営しようとする者が、F 課税を申請できる

* F 課税の適用申請は義務ではない

個人による事業活動の場合、以下の要件の充足が必要

①独立性、②利益追求目的、③恒常性

①については、複数の注文者から仕事を受注すること、仕事の遂行方法を自分で決定すること、自身の機材・作業場の使用、作業場等の費用負担などの要素を総合判断

社会保険料や年金基礎所得の算定対象となるのは、「積極的な事業活動」による所得

納税義務者が、重要な程度に、その事業において就労している場合
通常は、一般的なフルタイム労働者の 1/3 以上の時間を就労することが基準

Cf. 通常のフルタイム労働者の年間労働時間数.....1500 時間

積極性の要件を充足しない場合は「消極的な事業活動」となる

消極的な事業活動による所得は年金基礎とならない (資本収入と同視)

個人保険料は課されない (代わりに特別な税金を納付)

(3) F 課税の計算方法

新規事業の場合.....F 課税の申請時に、F 課税算定の基礎となる額を自己申告
翌年以降は、以下の形式で算定

収入見込額	
<u>- 支出見込額</u>	
= 見込利益	
<u>- 形式的控除 (25%)</u>	← 支払う個人保険料の額に相当
= 形式的控除後のネット所得	← 課税対象額

収入見込額および支出見込額については、自己申告額が基礎となる
租税庁は、不動産税や利子など、その他の収入状況も考慮できる
結果が申告内容と異なる場合、年末の自己申告により調整
特に、最終的な課税額が事前の申告に基づく課税額より著しく高くな

る場合（基礎額の30%以上）は、自己申告の義務が発生
所得税率

地方所得税...約30%

年収313,000kr以上で国家所得税20%、年収465,200kr以上で国家所得税25%

5 税金の未納、税金逃れの問題について

(1) 税金の未納

督促後も税金・保険料が支払われないと、執行機関（kronofogdemyndigheten）へ通知

→再督促後に強制徴収

税金・保険料の納付義務の時効は5年間 →未収額（uppbördsförluster）として確定

2003年の未収確定額（遅滞額から強制徴収額を差し引いた額）...52億kr（総税収の0.4%）

個人の未納が30%、法人の未納が70%

未納の57%は破産が原因（2003年は8,600の事業が破産、26,900人が失業）

cf. 1990年代初めはバブル経済崩壊により、総税収の1.0~1.2%が未収

1992年には20,000の事業が破産、80,000人が失業

1998年に、個人の税金の支払いを一つの口座にまとめる制度（skattekonto）を導入

→税種別の未納状況の統計は不可能

(2) 税金逃れ（税金詐欺、skattefusk）

①税金逃れに関する統計

租税庁の調査では、成人の6~7%が租税局に所得を報告せずに就労したと回答

多くがextraな就労、若い男性かつ非組合員に多い

自営業者の所得隠しについてはほとんど調査なし

自営業者は所得を30%低く申告しているという調査は存在

自営業者の所得が被用者に比べて一般に低いことの一因は、所得隠し

フルタイム労働による平均年収（2002年）.....被用者289,000kr、自営業者172,000kr

競争が激しい業種では、税金逃れが多いという調査もある

タクシー運転手、美容院、レストラン等

②税金逃れに対する統制

租税監査（skatterevision）

自己申告の根拠の確認と第三者からの情報収集

自営業者の所得の把握に利用される
被監査人には、出納簿等の書類を提出し、租税監査に協力する義務
しかし、監査件数は年々減少（1980年代の年 18,000 件→2003 年の 7,000 件）

←大会社・複雑な案件に監査対象を限定
様々な税金・保険料をまとめて扱うようになった
租税庁における予算の削減と職員数削減

その他、行政罰（追徴金、遅延金）による統制も

6 若干の考察

使用者保険料の負担が、賃金額決定の際に完全に考慮されているとするならば、請負を受注しやすくするためにも、自営業者にとっては F 課税を取得することにメリット

←被用者も自営業者も同じ社会保険に加入
所得税率も、被用者と自営業者で同じ
個人保険料率（計 30.89%）は、使用者保険料率（計 32.46%）よりも若干低い

税金と合わせた社会保険料の徴収、租税当局による年金基礎所得の認定

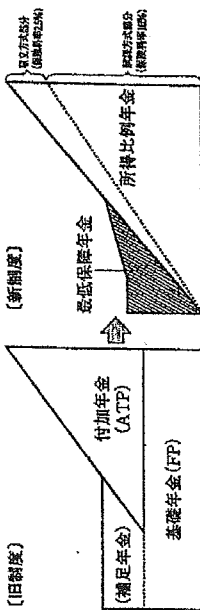
→徴収・収入認定の事務を効率化

しかし一方で、税金・保険料の算定は自己申告がベース

ひいては、年金基礎所得の認定も自己申告による情報に基づくことに
自営業者に特化した税金逃れの問題に対する関心は低いが、かなりの所得隠しがあるのでは？

自己申告や納税を怠ると、F 課税票を撤回 →新しい請負の受注に影響
従来は租税監査で統制 →人件費削減により監査が減った今後が問題か？

図4-1 スウェーデンにおける公的年金制度体系の再編



こうしたことから、現役時代に納めた保険料総額が同じでも、老後の年金額が大幅に異なるという不公平が存在していたところであり、その是正が課題とされていた。

3 改革の具体的内容

ここでは、スウェーデン社会省等の関係機関が発表した各種資料や、筆者が直接スウェーデン政府の担当者から聴取した情報等に基づき、改革の具体的内容について解説していくこととする。

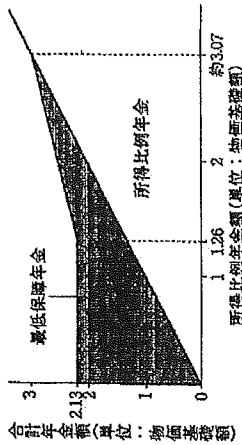
(1) 2階建ての制度体系を所得比例年金のみの1階建てに再編

すでに説明したとおり、旧制度は、定額年金である基礎年金と所得比例年金である付加年金の2階建ての制度体系であったが、今回の改革により、所得比例年金のみの1階建ての制度体系に再編された(図4-1参照)。改革後の制度(以下「新制度」という)における所得比例年金は、現役時代に納めた保険料総額に応じて老後の年金額が決定される仕組みとされ、旧付加年金制度において生じていた年金額計算上の不公平の解消を図った。

また、旧制度の年金給付は、老齢給付、障害給付、遺族給付の3種類から成っていたが、新所得比例年金は老齢年金のみの制度とされ、生涯にわたる保険料総額に応じて年金額を決定するという考え方になじみにくい障害年金および遺族年金は老齢年金から切り離された。具体的には、従来の障害年金は疾病保険制度に統合され、遺族年金は独立した一つの制度に再編された。

280

図4-2 最低保障年金(单身者の場合)



(注) 所得比例年金額が物価基礎額の1.26倍を超え約3.07倍未満である場合における上乗せされる最低保障年金の額については、次の算式により算定される。
最低保障年金の額 = 物価基礎額 × 0.87 - (所得比例年金額 - 物価基礎額 × 1.26) × 0.48
資料: スウェーデン社会省

(2) 低所得・無所得であった者に対しては、最低保障年金により一定額を保障

新制度によって保障する年金水準については一定の最低保障額が設けられ、所得比例年金の額が最低保障額を下回った場合には、その差額分に相当する額を最低保障年金として支給することとされた(図4-1の右図参照)。これにより、現役時代に低所得・無所得であった者についても一定水準の年金が保障される。最低保障年金の支給額を決定するに当たっては、所得比例年金の額(65歳から支給を開始した場合の額)のみが考慮され、その他の所得については考慮されない。最低保障年金の財源は、全額国庫負担である(すなわち、最低保障年金は社会保障方式による年金ではない)。

最低保障年金によって保障される最低保障額は、具体的には、次のように設定されている。

- ① 单身者の場合(図4-2参照)
- (イ) 所得比例年金の額がゼロまたは物価基礎額の1.26倍を超えない場合……最低保障額は、物価基礎額の2.13倍。
- (ロ) 所得比例年金の額が物価基礎額の1.26倍を超え約3.07倍未満である場